

- ◎向日市民憲章◎
- 1 住みよいまちを力を合わせつくりましょう
 - 1 きれいな緑と水と空を守りましょう
 - 1 働くよこびと心のふれあいを大切にしましょう
 - 1 すくれた教育と文化を育てましょう
 - 1 明るいくらしと福祉のまちをきざしましょう

4月1日から 国民年金が変わります

サラリーマンの奥様も国民年金に加入



国民年金に任意加入されている方は「第3号被保険者の届出」を入することになります。

昭和61年4月1日からサラリーマンの奥様も国民年金に加入することになります。これまでサラリーマンの奥様は、希望する方だけが国民年金に加入されてきました。これは「主人が厚生年金保険に加入されているので、奥様の老後は、ご主人の年金で保障されている」という考え方によるものです。しかし、これからは奥様も全員国民年金に加入し、将来、すべての人が自分名義の基礎年金をうけるという仕組みが変わります。

新しい国民年金制度では、サラリーマンの専業主婦の奥様(第3号被保険者といいますが、将来年金を受ける資格をつくるため、また国民年金の保険料を納める必要のないことを確かめるための届出が必要になります)。

●現在、国民年金に任意加入されている奥様には、すでに社会保険庁から届出用紙が送られていますので、必要事項を記入し、奥様が扶養されていること(扶養の届出用紙)を添えて、提出してください。

●現在、国民年金に任意加入されているのに届出用紙が送られて来ない奥様は、ご面倒ですが、印鑑とご主人の年金手帳・健康保険被保険者証を持って市役所へお越しください。または、届出用紙をお送りしますので、お気軽にお電話ください。

届出 昭和61年1月31日までに

★現在、国民年金に任意加入していない奥様は、昭和61年4月1日以降に国民年金の加入の届出をしていただく予定です。まもなく向日市広報でお知らせしますので、ご注意ください。

●ご主人が共済組合に加入されている奥様については、奥様が厚生年金保険に加入していただくまで、届出の手続方法が決まり次第、広報などでお知らせします。

65歳から老齢基礎年金を支給

国民年金の加入期間が25年以上ある人に65歳から支給されます。なお、昭和54年4月1日以前生まれの人は、生年月日に応じて資格期間の25年が短縮されます。大正15年4月1日以前に生まれた人や、昭和61年4月1日までに年金を受けられている人は、引き続き従来

わたしたちは、20歳になると選挙権が与えられます。そして投票をすることで国の政治や地方の政治に参加することができるとのことです。

しかし、実際に投票できるようになるには、「選挙人名簿」に登録されていなければなりません。選挙人名簿に登録される資格は次のとおりです。

- ①その市町村に住所を有する日本人で②3か月以上住民基本台帳(住民登録)に登録されている③満20歳以上の人。

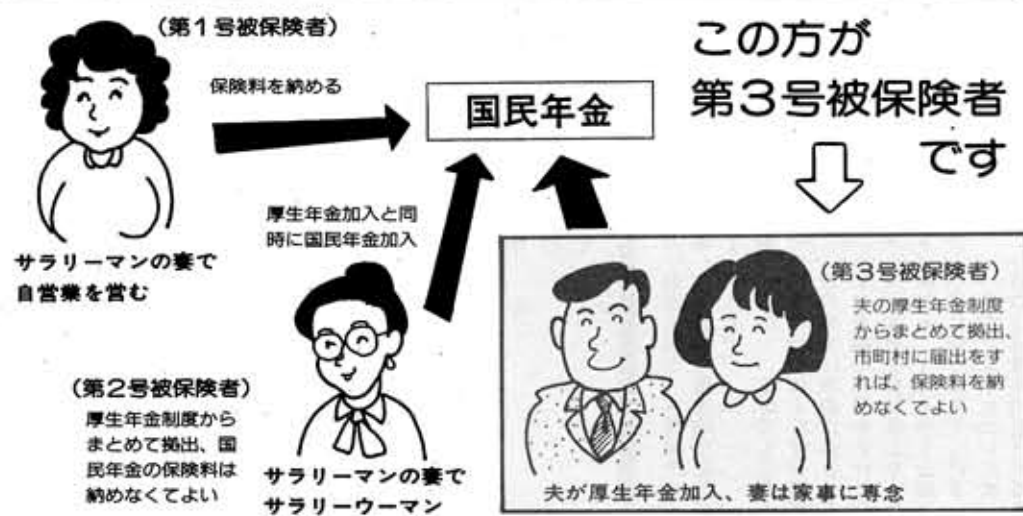
毎年9月(選挙があればその直前)に登録されることになっています。一度登録されると住所を变えない限り継続します。大切な選挙権を有効に使うためにも、引越など住所を变えたときは、必ず住民票の移動届を出してください。

あなたの声が社会に生きる

はたちと選挙権

また、投票を棄権してしまう人がいます。これでは、あなたの意見は少しも政治に反映されません。

20歳になった皆さん、これからは選挙のたびにあなたの手に「投票所入場券」が送られてきます。立候補者をよく知り、自分の代弁者としてふさわしい人を選んでください。



あなたの意見を市政に 市政モニターを募集中

市政モニターとは

市政モニターは、市民生活に直結した市政を進めるための、行政と市民のパイプ役です。市では、市政モニターの意見や提案を市民の声として、市政に反映させていただきます。

●モニターのしごと (1)市政全般にわたる意見・要望・地域の話題などの提供 (2)アンケート調査の回答 (3)モニター懇談会・研修会(年4回程度)への参加 (4)公共施設などの見学会への参加

【お問い合わせ】 秘書広報課広聴係 内線251

- 【応募資格】 満20歳以上の向日市民で、市政に積極的な提言をする意欲のある人。性別・職業は問いません。ただし、現在向日市市政モニターである人、公務員の人を除きます
- 【任期】 昭和61年4月1日～昭和63年3月31日
- 【募集人員】 30名
- 【決定】 応募者多数の場合は、地域、年齢、性別などの構成を考えて決定
- 【募集期間】 2月28日(金)まで
- 【申込方法】 申込用紙に住所・氏名・年齢・職業および応募の理由・市政のどのような部分に関心があるかなどを記入し、秘書広報課広聴係へ提出してください。なお、申込用紙は秘書広報課広聴係にあります。